小牧市東部まちづくり審議会委員公募要領

（令和８年１１月１０日
８小東第８０３号）

（趣旨）

第１条　この要領は、小牧市東部まちづくり審議会条例（令和２年小牧市条例第４７号。以下「条例」という。）第４条第１項第４号に規定する委員（以下「公募委員」という。）の公募及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

（応募資格）

第２条　公募委員に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和９年１月１日において、条例第２条に規定する東部地域の区域内に在住し、在勤し、又は在学する１８歳以上の者（市職員及びその同居の家族を除く。）

(2) 年３回程度開催する会議に出席することができる者

（応募方法）

第３条　公募委員に応募しようとする者は、小牧市東部まちづくり審議会委員申込書（別記様式。以下「応募用紙」という。）を市長に提出しなければならない。

２　応募用紙の受付期間は、令和８年１２月１日午前９時から令和９年１月１２日午後４時までとする。

３　応募用紙の提出方法は、持参、郵送又は電子メールによる。

４　提出された応募用紙は、理由のいかんを問わず、返却しない。

（公募委員の数）

第４条　公募委員の数は、４人以内とする。

（選考委員会の設置等）

第５条　公募委員を選考するため、小牧市東部まちづくり審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

２　選考委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 都市政策部長

(2) 市長公室次長

(3) 地域活性化営業部次長

(4) 健康生きがい支え合い推進部次長

(5) こども未来部次長
(6) 都市政策部次長

3　選考委員会に委員長を置き、都市政策部長をもって充てる。

4　選考委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

5　選考委員会の委員は、第７条の規定による通知をした後に解任されるものとする。

6　選考委員会の庶務は、東部まちづくり推進室において処理する。

（選考）

第６条　選考委員会は、応募用紙について、別表に掲げる基準に基づき審査し、選考委員会の各委員の採点の総合点の上位の者から、年齢、性別等を考慮して公募委員を選考するものとする。

（選考結果の通知）

第７条　市長は、選考の結果を応募した者全員に通知するものとする。

（雑則）

第８条　この要領に定めるもののほか、公募委員の公募及び選考に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この要領は、令和８年１１月１０日から施行する。

2　この要領は、第５条第５項の規定による委員の解任をもってその効力を失う。

別表（第６条関係）

1　選考基準

審査項目	配　点	審　　査　　内　　容
熱意・意欲	5	明確な動機を持って参加する意欲や熱意が感じられるか。
論点整理	5	課題等について論点整理がなされており、わかりやすいか。
公正性	5	考え方に偏見がなく、市民全体の立場に立った考え方をしているか。
社会的知識	5	社会状況や本市状況に関心を持ち、理解しているか。

2　配点

点数	内　　容
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

別記様式（第３条関係）

（表）

小牧市東部まちづくり審議会委員申込書

年　　月　　日提出

住　所（〒　　－　　）			年齢	（令和９年１月１日時点） 歳
（ふりがな） 氏　　名			性別	男・女
電話番号（自宅・携帯） ※日中連絡がとれる番号を記入 （　　）　　－	職業		勤務先	小牧市外に在住の方は、勤務先又は通学先を記入

作文

【テーマ　これまでの東部地域のまちづくりを踏まえ、これからのまちづくりに重要だと考えること　】（８００字以内）

（裏）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。